

# 傍聴者へのお願い

傍聴者は、傍聴章を着用してください。  
お帰りの際は、受付に傍聴章をお返してください。

次の人は入場できません。

- ( 1 ) 刃物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ( 2 ) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者
- ( 3 ) 拡声器、楽器等を携帯している者
- ( 4 ) 酒気を帯びている者
- ( 5 ) その他会議又は委員会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

傍聴中は次のことを守ってください。

- ( 1 ) 議場又は委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 笑い声、私語により会議又は委員会を妨害しないこと。
- ( 3 ) はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- ( 4 ) 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ( 5 ) 携帯電話その他音声を発する機器を携帯しないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合はこの限りでない。
- ( 6 ) 飲食又は喫煙をしないこと。
- ( 7 ) 傍聴席からみだりに離れないこと。
- ( 8 ) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ( 9 ) その他議場若しくは委員会の会議場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

特に議長又は委員長の許可を受けた報道関係者を除き、傍聴者は、議場又は委員会の会議場に入ることはできません。

議長又は委員長の許可を得た者及び報道関係者を除き、傍聴席で写真、映画等を撮影したり又は録音等をしてはいけません。

この他、すべて係員の指示に従ってください。

以上の事項が守られない場合は退場を命ぜられることがあります。  
なお、携帯品については、備え付けのロッカーを御利用ください。